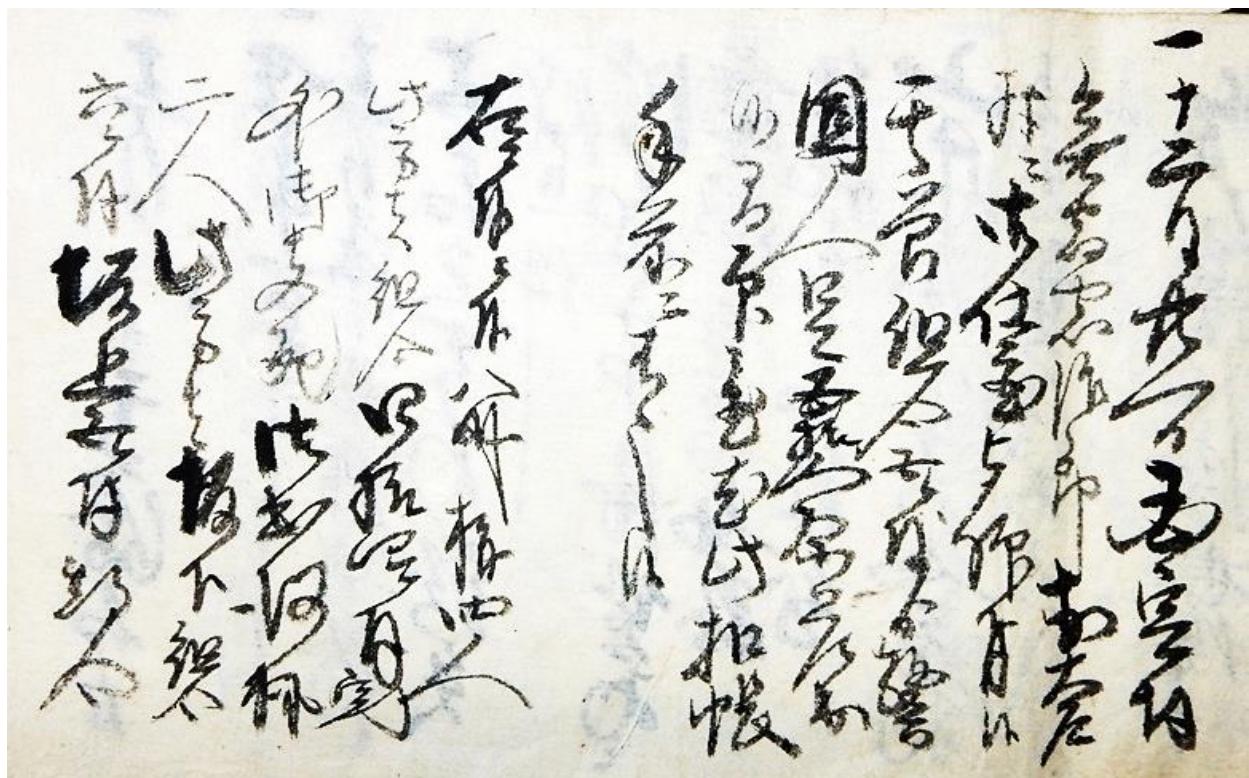


【28】「吾妻郡須賀尾村・勤役中日記控」（嘉永三年十二月）

（国定村無宿忠次郎、大戸関所磔刑関係組合村々入用控書）  
(吾妻郡東吾妻町「高橋あつ子家文書」P一一〇五・No.七〇)

『狀文』

（前略）



十二月廿一日、國定村

無宿忠次郎、於大戸

村二、御仕置被仰付候、

其節組合五ヶ村より警

固人足五拾人余差出

候間、印置、尤此扣帳

手前二有之候

右二付二付、八州拾四人、

此方者、組合四拾四ヶ村割、

外御支配御出役様

二人、此方者坂下組合

六ヶ村、坂上五ヶ村、都合

拾壹ヶ村割合二仕候處、

其節、三ノ倉村役人、六ヶ村  
惣代として角弥出向

仕候而、割合相済申候處、又々  
村方江帰り、組合六ヶ村へ  
右入用方割合之趣申聞

候處、不承知之趣二付、

平右衛門殿、大戸村へ罷越、  
問屋市郎右衛門、右之訛被申候

二付、正月八日、大戸村二而

五ヶ村相談仕、三ノ倉村

外組合共掛合二大戸村組頭

佐右衛門・荻生村茂八、右兩人  
二而出向、相談仕候處、相不分

候二付、

廿一日、三ノ倉村組合六ヶ村、

大戸村組合五ヶ村折合、

會合仕候處、三ノ倉御泊り

入用、大戸村御泊り入用、

其外晒中入用共、

拾壹ヶ村割合、其外

三ノ倉三ノ倉組合六ヶ村  
大戸村組合五ヶ村  
会合仕候處、三ノ倉御泊り  
入用、大戸村御泊り入用、  
其外晒中入用共、

ノ角ノ本主役上用  
ノ内ノ和多村役ノ内  
ノ役者ノ金高多分  
ノ移主付ノ不等、即ち  
ノ化主付ノ事多有  
ノ付

入用之儀者、坂上五ヶ村

之内、大柏木村・須加尾村

式ヶ村より金式兩差出、

跡三ヶ村者、石高割二仕候、

凡金高五兩式分程

二御座候

一本宿村御巣鷹山

一件之儀、御扱申度

旨、林村大乘院被参、

相談仕候處、扱方

氣二入不申候間、披<sup>破</sup>段<sup>談</sup>

仕候

(後略)

( 前 略 )

十二月廿一日、国定村無宿忠次郎、大戸村に於いて、御仕置仰せ付けられ候、其の節組合五か村より警固人足五拾人余り差し出し候間、印(記し)置き、尤も此の扣え帳手前に之れ有り候

右に付、八州拾四人、

此の方は、組合四拾四か村割り、外御支配御出役様二人、此の方は坂下組合六か村、坂上五か村、都合拾壹か村割合に仕り候處、

其の節、三ノ倉村役人、六か村

惣代として角弥出向

仕り候て、割合相済まし申し候處、又々

右入用方割合の趣申し聞き候處、不承知の趣に付、

平右衛門殿、大戸村へ罷り越し、

問屋市郎右衛門、右の訳申され候に付、正月八日、大戸村にて

廿一日、三ノ倉村組合六か村、大戸村組合五か村折り合い、會合仕り候處、三ノ倉御泊まり入用、大戸村御泊まり入用、其の外晒し中入用共、拾壹か村割合、其の外入用の儀は、坂上五か村の内、大柏木村・須賀尾村式か村より金式兩差し出し、跡三か村は、石高割りに仕り候、凡そ金高五両式分程に御座候

本宿村御巣鷹山  
一件の儀、御坂い申し度旨、林村大乗院参られ、相談仕り候處、扱い方気に入り申さず候間、破談仕り候

( 後 略 )

## 《用語・地名等》

①【仕置・しおき】A・処置。処分。処罰。刑罰。B・幕府の刑罰で、所払い・敲き以上の刑罰。御仕置。ここは忠次郎の磔刑。

②【警固・けいご】非常時に備え、守りを固めること。

③【八州・はちしゆう・はつしゆう】関東取締出役のこと。文化二（一八〇五）年設置。幕府領・私領の別なく関八州を廻村して取締りに当たつた幕府の役職。関東代官の手代の中から八名（のち十名）が任命された。

④【組合四拾四か村・くみあいよんじゅうよんかそん】大戸村外四十三か村組合のこと。碓氷郡・群馬郡・吾妻郡村々からなる。「上野国御改革組合村高帳」では、村高總計八二九〇石余、家数總計三〇八〇軒。

この内、「坂下組合六ヶ村」は、群馬郡上三ノ倉村・同郡下三ノ倉村・碓氷郡川浦村・同郡岩冰村・同郡水沼村・群馬郡権田村、「坂上（組合）五ヶ村」は、吾妻郡大戸村・同郡萩生村・同郡本宿村・同郡須賀尾村・同郡大柏木村。

【出役・しゅつやく】役目のために出張すること。その役人。

【惣代・そうだい】仲間または集団の代表者。

【不承知・ふしょうち】不承とも。聞き入れないこと。

【掛け合い・かけあい】双方が談判・交渉して決着をつけること。また

は、交互に行うこと。

⑨【晒し・さらし】肆とも書く。江戸時代の刑罰の一つ。心中を企てた者や重罪人などの犯罪者を公衆の前に晒し、辱めた刑罰。追放・磔などとの本刑に先立つて、三日を限度に執行された。

⑩【御巣鷹山・おすたかやま】狩猟用の鷹を繁殖させ捕獲するために、厳格な保護を加えた森林。御鷹山・御巣山・巣入山とも。

⑪【林村・はやしむら】吾妻郡のうち。天和元（一六八一）年以降は幕府領。村高は、「天保郷帳」一〇二石余。修驗道は、天保四（一八三三）年に西吾妻郡二十八か村を預けられた浦野家の大乗院がある。幕末の改革組合高帳では、中之条町寄場組合に属し、高一九五石余、家数七二軒。現在の吾妻郡長野原町林。

## 《内容解説》

今回紹介するのは、嘉永三（一八五〇）年二月～同四年正月に、吾妻郡須賀尾村（現同郡東吾妻町須賀尾）の名主・伊兵衛が、大戸村外四拾三か村寄場組合役人の勤役中に記した日記控である。その末尾には、同年二十一日、大戸関所南方で執行された国定村無宿忠次郎の磔刑に関する周辺村々の入用（費用）割合の扱いが記されている。以下、文書の内容について記してみる。

十二月二十一日、国定村無宿忠次郎が、大戸村において、磔刑に処された。その節、坂上組合五か村（大戸・萩生・本宿・須賀尾・大柏木）から警固人足五十人余りを差し出した。この控え帳は、私・須賀尾村伊兵衛が所持している。幕府・関東取締出役様方は十四人出席し、この経費は寄場組合全四十四か村割りとする。他の支配出役様が二人、こちらは坂下組合六か村（上三ノ倉・下三ノ倉・川浦・岩冰・水沼・権田）、坂上組合五か村の計十一か村割合とした。

その節、三ノ倉村役人で、（坂下組合）六か村惣代として角弥が出向き、割合勘定を済ませたところ、又々村方へ帰り、（坂下）組合六か村へ右入用方割合の趣旨を話したところ、（同組合は）不承知の趣なので、（坂下組合の）平右衛門殿が大戸村へ行き、（同村の）問屋・市郎右衛門が右の理由（坂下組合六か村を割合に加えた件）を話し、（翌年）正月八日、大戸村で（坂上組合）五か村が相談し、三ノ倉村ほか（坂下）組合の者たちと話しあつた。（加えて）大戸村組頭佐右衛門・萩生村茂八が出向き相談したが、理解を得られなかつた。

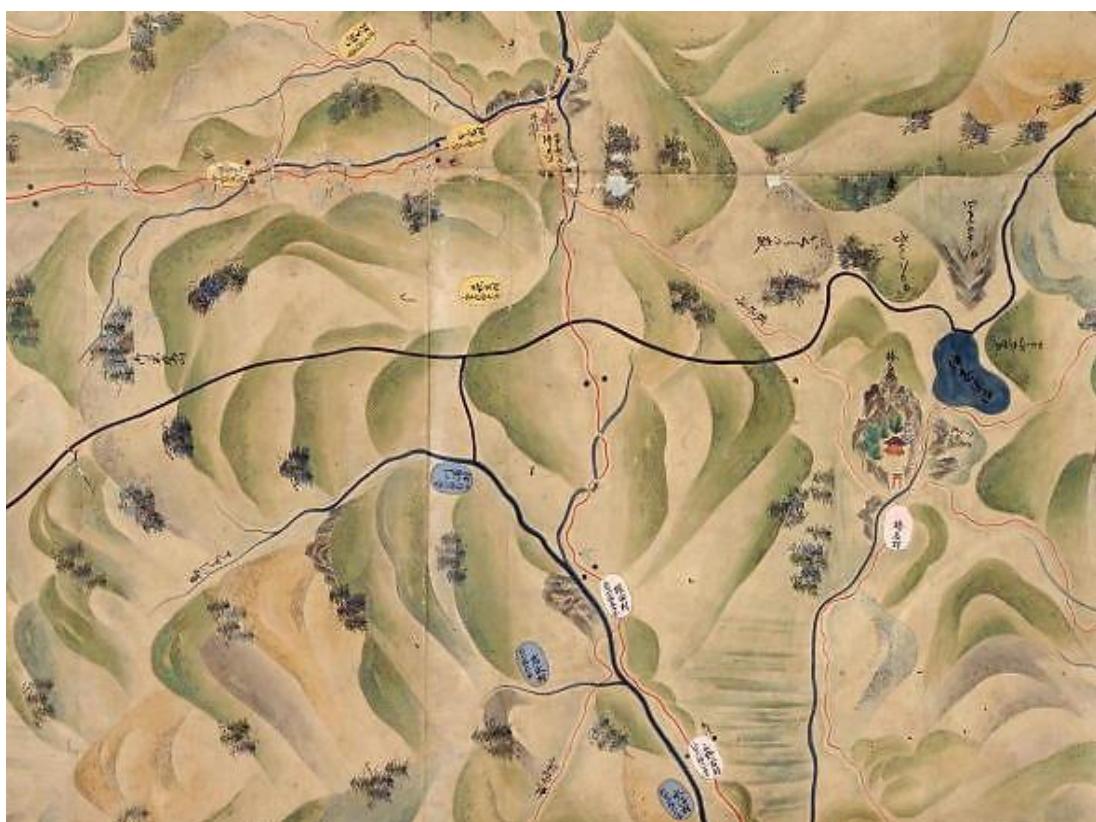
（正月）二十一日、三ノ倉村組合六か村、大戸村組合五か村（の代表）が集まり会合したところ、三ノ倉の御宿泊費用、大戸村の御宿泊費用、その他忠次郎を三日間程晒した際の費用とも十一か村で割り合い、その他の費用は、坂上五か村の内、大柏木村・須賀尾村の二か村から金二両を差し出し、残りを坂上三か村の石高（村高）割りにした。（その金額は、）凡そ金高五両二分程であった。本宿村（と須賀尾村と）の御巣鷹山一件について、仲裁したいという林村・大乗院が（須賀尾村へ）参られ、相談した

が、（大乘院の）扱い方が気に入らなかつたのでこの件は破談となつた、と記している。

当文書の関係地域は、信州・草津街道沿いの碓氷郡・群馬郡・吾妻郡が交わる所であり、当時大戸村ほか四拾四か村組合（大戸村寄場組合）に属する村々であった。同寄場組合は、現在の吾妻郡東吾妻町の一部・同郡長野原町・同郡草津町・同郡嬬恋村に相当する極めて広範囲な地域であり、関所・忠次郎の磔刑場があつた大戸村を含む吾妻郡の坂上五か村と碓氷・群馬郡の坂下六か村は、同寄場組合の南東部に位置した。榛名山頂から西方に伸びる尾根北側の吾妻郡域を「坂上」、同尾根南側の碓氷郡・群馬郡域を「坂下」と称した。近世期、烏川が碓氷郡・群馬郡の境界であった。文書内容を整理すると、嘉永三年十二月二十一日の国定村忠次郎磔刑に関わる費用・夫役負担について、①警固人足五十人余りは、大戸村が属する坂上組合五か村が負担した。②幕府・関東取締出役方十四人の出張経費は、寄場組合全四十四か村割りとした。③他領主の出張役人二人の出席経費は、坂下組合六か村・坂上組合五か村の計十一か村で割り合うこととした。このうち、③の他領主出張役人二人の出席経費負担については、坂下組合六か村が一旦「不承知」となつた。約一ヶ月後の翌年正月二十一日、「三ノ倉村」（坂下）組合六か村、「大戸村」（坂上）組合五か村の代表が会合し、三ノ倉の宿泊費用、大戸村の宿泊費用、忠次郎を三日間程晒した際の費用は十一か村で割り合い、その他の費用は、坂上五か村の内、大柏木村・須賀尾村から金二両を差し出し、残りを坂上三か村の石高（村高）割りとした。その合計金額は、約五両二分程（金一両＝現在の八万円換算で四十四万円）であつた。

最後の条文は、忠次郎の磔刑とは直接関係ないが、嘉永三年当時まで、本史料伝存の須賀尾村と東隣の本宿村との間には、両村南方・大戸村西方の御巣鷹山に関する争いが存在していたことがわかる。前回との関連で掲載した。

（主幹専門員・関口莊右）



「元禄上野国絵図」（関係地域部分、1702年12月、P 8710・No.1）